

第 9 版食品添加物公定書案について

1. 経緯

食品添加物公定書は、食品衛生法第 21 条の規定に基づき、食品添加物の成分規格、使用基準等を収載することとされており、昭和 35 年に第 1 版が作成されて以来、平成 19 年の第 8 版の作成まで、逐次改正が行われてきたところである。

第 9 版食品添加物公定書については、第 8 版の作成以降新たに指定等された添加物の規格基準や新たな試験法等の収載をすることとしており、第 9 版食品添加物公定書作成検討会（座長 穂山浩 国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部長（当時））において報告書（以下「検討会報告書」という。）が取りまとめられたことを受け、平成 26 年 3 月 26 日に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会（以下「添加物部会」という。）において報告を行った。

今般、検討会報告書の記載整備等の修正を行い、第 9 版食品添加物公定書案（以下「公定書案」という。）を作成したことから、改めて報告を行うもの。

2. 公定書案について

公定書案については、（資料 3 - 2）のとおりであり、検討会報告書について、誤字・脱字等の修正及び記載整備を行い、公定書案を作成した。

なお、第 8 版食品添加物公定書からの改正方針については、検討会報告書の概要（平成 26 年 3 月 26 日添加物部会資料、参考資料）のとおり。

3. 今後の予定

今回報告する公定書案に基づき、食品安全委員会に食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の改正に係る食品健康影響評価を依頼する。

食品安全委員会の食品健康影響評価結果の通知を受けた後、添加物部会等での審議並びにパブリックコメント及びWTO通報による意見募集を行い、その結果を踏まえて、食品、添加物等の規格基準の改正を行う。